

中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議設置要項

令和 7 年 11 月 6 日

指導推進担当部長決定

（設置）

第 1 東京都に次の事項を目的とし、「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

都内公立中学校における部活動の現状と課題を踏まえ、都内公立中学校の部活動の地域移行等の進め方について検討する。

（所掌事項）

第 2 有識者会議は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるための、今後の具体的な方策等
- (2) その他必要な事項

（構成）

第 3 有識者会議は、委員により構成する。

2 座長は、委員の互選により選任する。

3 事務局長は、会議を招集し、主宰する。

4 委員は、年度ごとに、有識者、学校教育、スポーツ振興及び文化振興行政関係者及び保護者、その他必要な者から事務局長が委嘱する。

（意見聴取）

第 4 有識者会議は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（設置期間）

第 5 有識者会議の設置期間は、毎年度、第 1 回委員会の実施日から当該年度 3 月 31 日までとする。

（事務局）

第 7 有識者会議の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。

2 事務局長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。

3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

（その他）

第 8 この要項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 11 月 6 日から施行する。